

— 2026 —

広島修道大学

公務員試験 対策講座

申込受付

2026年

4月13日(月)11:00～5月12日(火)16:00

※Webからのお申し込みは5月11日(月)まで締め切る予定です。

開講

2026年5月22日(金)

公務員試験対策講座のお申し込みは



広島修道大学生生活協同組合

公務員講座受付カウンター

〒731-3195 広島県広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号(修大講堂内)

Tel: 082-848-1096 Mail: manabi@shudai.coop

2026年3月発行

受付時間



公務員試験と講座の流れ

公務員試験は、受験先によって試験内容が異なりますが、筆記試験と人物試験の両方が課されます。受験先ごとに試験日程が異なるため、複数の志望先を受験することも可能です。積極的な併願をおすすめします。

一次試験(択一式筆記)

一次試験の多くは、教養試験と専門試験の両方が課されます。公務員の業務に必要な幅広い知識を求められるため、その出題範囲は大変広く、主要5科目(憲法、民法、行政法、経済、数的)を中心にしながらも30前後の科目数があります。

たとえば、地方上級は、科目・出題数によって「全国型」「関東型」「中部北陸型」「独自型」があります。

たとえば 地方上級 【全国型】 出題例		専門科目													合計
科目	出題数	政治学	行政学	社会政策	国際関係	憲法	行政法	民法	刑法	労働法	財政法	経済学	経営学	合計	
		2	2	2	2	4	5	4	2	2	3	10	2	40	
40題解答															

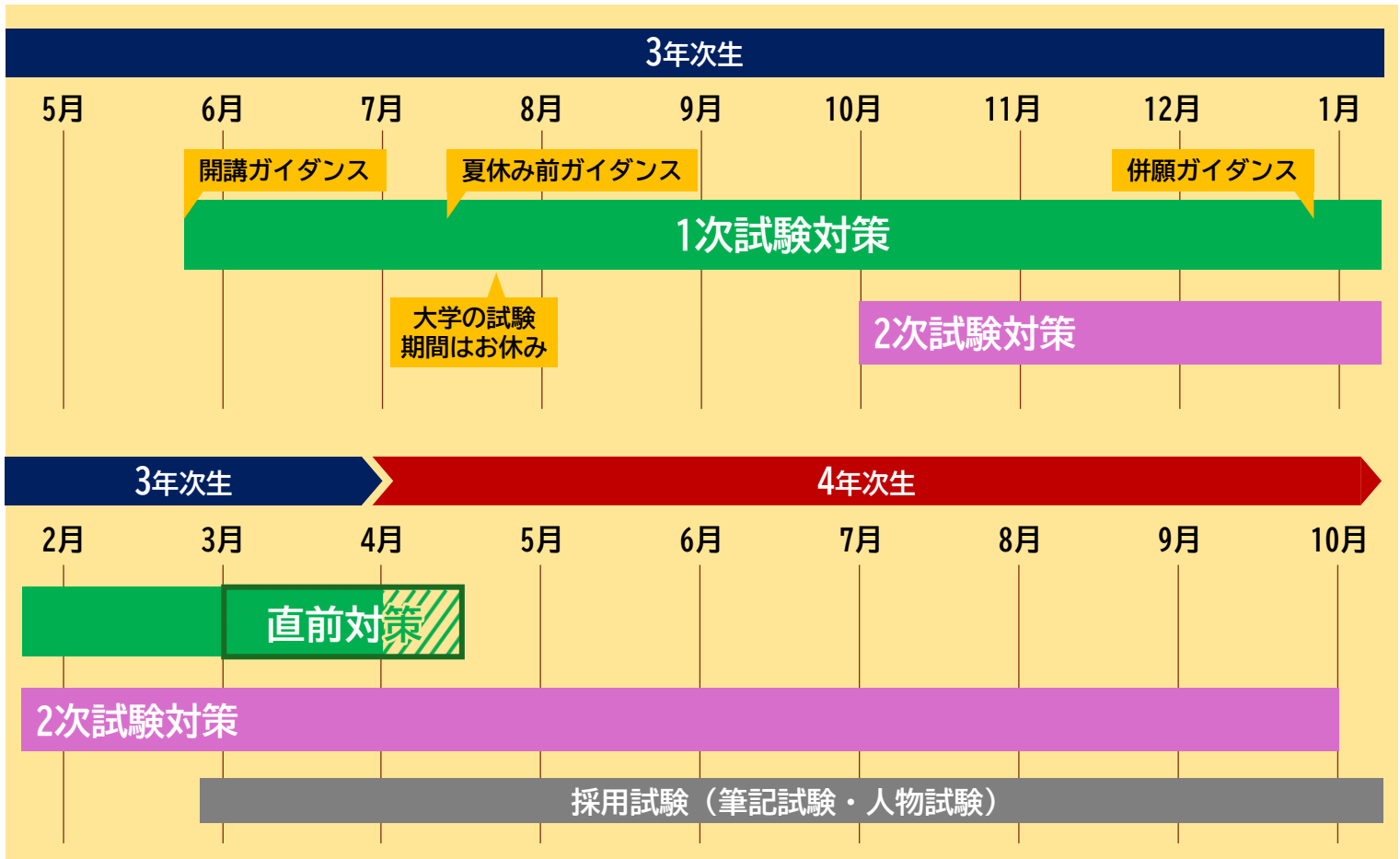
教養科目	一般知能					一般知識										合計	
	科目	文章理解	判断推理	数的推理	資料解釈	法律	経済	政治	社会	日本史	世界史	地理	数学	物理	化学		生物
	出題数	8	10	6	1	3	2	1	6	2	2	2	1	1	2	2	1
50題解答																	

※詳しくは、受験先の案内や「受験ガイドブック」をご参照ください。

主な試験日程

2025年度の情報です。今年度や次年度以降の情報は、各自でご確認ください。試験日程の前倒しや試験内容の新設などが実施されることがあります。

- 3月第3週 国家総合職
- 4月第3週 東京都 I 類B、特別区 I 類
- 5月第2週 裁判所職員、警察官(5月)
- 5月第4週 国税専門官、財務専門官、労働基準監督官
- 6月第1週 国家一般職
- 6月第3週 地方上級、市役所A日程
- 7月第1週 国立大学法人等職員
- 7月第2週 警察官(7月)
- 7月第2週 市役所B日程
- 9月第3週 市役所C日程、警察官(9月)
- 10月第3週 市役所D日程、警察官(10月)



公務員講座の特徴

充実の講師陣による対面講義

多くの講師が修大での指導経験を長く持ちます。対面講義ならではの講師の熱意や他の受講生のやる気を肌で感じることができます。一部の科目は、映像講義(オンデマンド配信)ですが対面講義で修大に来られる講師と同様に生協を通じて、質問も可能です。

【講座の時間帯】

大学授業期 16:40～19:50
大学休暇期 10:30～16:00
※模試等含め実施日時は別途ご案内

1コマ
90分

ノウハウが蓄積されたオリジナル教材

公務員試験は過去の問題が繰り返し出されることが多くあります。出題された問題を分析し、効率よく学習できるように講師のノウハウを詰めたオリジナル教材(非流通教材)を主に使って学習を進めます。

※公務員講座を受講せず、オリジナル教材のみの購入はできません。
※公務員講座を修了の場合も含め、オリジナル教材の転売は禁止されていますのでご注意ください。



テキストは量が多いため、5月と6月に分けてお渡しします。直前対策講座のテキストは、2月に完成・お渡しします。

録画配信で欠席フォロー・復習

対面講義は、翌営業日午前中を目安に、受講生のみが利用するサイト上で録画を配信します。欠席したときや復習したいときに利用できます。遠方などの事情で対面で出席が難しい場合やご自身の学習ペースに合わせたい場合にも便利です。

※録画は、補助的な位置づけであるため、動画視聴のみで学習を完結する通信制講座のビデオ講義同等の画質・音質を保证するものではありません。

学事日程に即した講座日程

学内で実施するため、大学の授業終了後にそのまま受講でき、移動の負担がかかりません。前期・後期の定期試験前・試験期間と大学祭関係日、学位授与式当日などは、講座を設定していません。

※休講判断は、広島修道大学の「天候不良等に伴う授業・試験の取り扱い」に準じています。この場合は、速やかに受講生の皆さまにお知らせし、後日、振替講座を対面又は映像で行います。

講座のポイント

添削・確認テスト



受講生特価の模試



直前対策



講義論作文添削 2回

「論作文講義」の受講生は、2回ほど論作文の添削機会を設ける予定です。追加料金不要です。

※実施内容は別途お知らせいたします。
※各コースには論作文講義が含まれています。

確認テスト 各1回

憲法、民法、行政法、経済原論、人文科学・社会科学・自然科学はWeb確認テストを予定します。追加料金不要です。

※実施時期は別途お知らせいたします。

全国科目別統一テスト 各1回

主要5科目(憲法・民法・行政法・経済原論・数的処理)のWebテストを実施します。

※実施時期は別途お知らせいたします。
※民法・経済原論・数的処理は、出題範囲を分けて2回実施予定です。

模試 7回

冬以降、オリジナル模試2回、産経模試5回を予定します。産経は、申し込み・受験料別途必要です。

※詳細は秋ごろにお知らせいたします。
※地方5回、国家2回の択一の模試です。論作文模試は2回程度予定です。



直前対策 一部科目

主要5科目、時事の直前対策があります。2～4月の受験直前期に実施するため、重要な科目の総仕上げ・点検ができます。

※2027年実施の公務員試験を受験予定の方に向けた直前講座です。

公務員講座のコース・申し込み

行政コース



 295コマ
 49コマ

合計298,000円(税込み)

受講料 … 227,803円
教材料 … 61,197円
模試等 … 9,000円

国家公務員(行政区分)・地方上級行政事務職・主要市役所上級行政事務職などを目指している方向けです。試験で必要となる法律・経済などの専門科目、数的処理などの教養科目を学びます。国家公務員から地方公務員まで、幅広い試験種をカバーできます。

教養コース

 101コマ
 30コマ


合計127,000円(税込み)

受講料 … 96,471円
教材料 … 25,729円
模試等 … 4,800円

警察官や消防官などの教養科目のみ出題される職種を目指す方向けです。試験内容によっては、専門科目が必要なケースもありますので必ずお確かめください。※教養科目のみで受験できる市役所や国立大学法人等職員を目指す方には、他の職種との併願を見据えて行政コースをおすすめします。

※2025年度2年生コース受講生が上記コースを受講の場合は、行政コースは80,000円、教養コースは20,000円を割り引きます。

2年生行政コース

 161コマ

合計182,000円(税込み)

受講料 … 155,033円
教材料 … 24,767円
模試等 … 2,200円

2年生教養コース


 49コマ

合計55,000円(税込み)

受講料 … 47,041円
教材料 … 7,359円
模試等 … 600円

※2026年2月開講の数的処理入門の受講生が2026年にコースを受講の場合は、11,000円を割り引きます。

心理職オプション

コース生限定
 36コマ

合計53,000円(税込み)

受講料 … 50,067円
教材料 … 2,933円
※別途、個人購入約26,000円

単科受講

たとえば3年生で
行政法を単科受講

合計44,060円(税込み)

受講料 … 28,600円
教材料 … 7,060円
模試等 … 8,400円

申し込み方法

公務員講座受付
カウンター
又は
Webフォーム(maruco)



申し込み期限

2026年
5月12日(火)16:00
2026年
4月13日(月)11:00～ ※Webは5月11日(月)まで

お支払い方法

現金 / 振り込み / コンビニ / クレジットカード / 大学生協ローン

※振り込みは5月12日14:00まで、ローンは5月11日16:00までです。コンビニとクレジットカードはWebフォーム限定です。

Check! お申し込み前にご一読ください

- この講座は、**広島修道大学生協の組合員の方が受講できます**。広島修道大学生協への加入がお済みでない方は、加入後にお申し込みください(Webから生協加入できませんので食堂棟1階の生協本部でお手続きください)。生協の加入には、出資金として2万円をお願いしています。出資金は卒業時に全額返還します。
- 申し込み期限後や開講後の申し込みも可能です。申し込み+支払い後に講座へ出席可能ですが、テキストの手配にお時間をいただきます。実施済みの講座は、録画の視聴による受講となります。
- 受講途中でのコース変更はできません。別のコースを受講したい場合は、現在受講中のコースを解約手続きののち、新規の契約として取り扱います。約款に基づく違約金が発生します。
- 行政コース・教養コースの受講想定は、2026年4月現在、学部3年次生(及び院1年次生)です。受験が2028年以降の方は、2年生コースや数的処理入門(別途案内。2027年2月開講33,000円予定。)がおすすです。
- テキストは返品不可です。なお、昨年度と同じ科目を今年度も受講することになる場合は、テキストの買い換え要否にご注意ください。買い換え不要なもの改訂によって買い換え等が必要な場合があります。
- この冊子の他のページの内容もよくご確認いただいた上での申し込みをお願いいたします。

科目のコマ数・受講料/教材料など

分類	科目名	基本 コマ数	映像 コマ数	直前 コマ数	単科 受講料	統一 テスト	単科 教材料	行政 コース	教養 コース	2年生 行政	2年生 教養
専門 科目	憲法	22		4	¥28,600	¥400	¥4,860	●		●	
	民法	40		8	¥52,800	¥600	¥6,431	●		●	
	行政法	22		4	¥28,600	¥400	¥4,860	●			
	経済原論	50		8	¥63,800	¥600	¥6,117	●		●	
	財政学	12			¥13,200	-	¥2,310	●			
	政治学	12			¥13,200	-	¥3,850	●			
	行政学	12			¥13,200	-	¥3,630	●			
	会計学		15		¥16,500	-	-	●			
	記述憲法		4		¥4,400	-	¥1,650	●			
教養 科目	時事(通年)	6		4	¥11,000	-	¥2,400	●	●		
	数的処理	42		9	¥56,100	¥600	¥6,809	●	●	●	●
	資料解釈	4			¥4,400	-	¥2,514	●	●		
	文章理解	6			¥6,600	-		●	●		
	人文科学		15		¥16,500	-	¥3,520	●	●		
	自然科学		15		¥16,500	-	¥4,232	●	●		
	社会科学(経済)	8			¥8,800	-	¥3,394	●	●		
	社会科学(経済以外)	8			¥8,800	-		●	●		
二次 対策	論作文講義	6			¥10,500	-	¥550	●	●	●	●
	面接対策講義	4			¥5,100	-	¥1,870	●	●		
その他	開講ガイダンス	1			※¥1,100	-	-	●	●	●	●
	進路ガイダンス	2			※¥2,200	-	-	●	●		
	公務員研究講座	1			※¥1,100	-	-	●	●		
	講座システム利用料				¥8,000	-	-				
択一 模試	オリジナル(専門+教養)	2回			※¥6,400	-	-	●			
	オリジナル(教養のみ)	2回			※¥4,200	-	-		●		

- ①「基本コマ数」に数字がある科目は、学内で対面で実施する科目です。不測の事態の際は録画配信の場合もあります。
- ②「映像コマ数」に数字がある科目は、映像配信で実施する科目です。同時双方向型ではありません。配信時期は講義によって異なり、収録分を3コマ程度一度に配信することがあります。
- ③「単科受講料」は、その科目のみを受講する場合の講座のみの価格です。コースをお申し込みの場合は、コース料金に含まれています。「※」とある項目は、その項目のみのお申し込みはいただけません。「その他」及び「択一模試」以外の分類にある項目を1項目以上の申し込みが必要です。
- ④「行政コース」「教養コース」「2年生行政コース」「2年生教養コース」の「●」は、そのコースに含まれる項目です。
- ⑤「単科教材料」は、その科目の受講にあたって必要な教材料の合計です。コースをお申し込みの場合は、コース料金に含まれています。単科のみにお申し込みの場合は、受講料とは別に単科教材料及び統一テスト代金が必要です。直前対策講座を設定する科目を単科受講する場合は、教材料として2,200円(数的処理のみは440円)が必要です。
- ⑥「直前講座コマ数」に数字がある科目は、直前対策講座を学内で対面で実施します。直前対策講座のみの受講や行政コース・教養コースから直前対策講座を外すことはできません。2年生コースには直前対策講座を含みません。
- ⑦「講座システム利用料」はコース受講生は無料です。単科受講生のみ必要です。
- ⑧択一模試は、コースに対応する種類の大学生協オリジナル模試をコースに含みます。論作文模試及び産経模試の受験を希望する場合は、別途、申し込み・受験料(受講生特別価格)が必要です。

ご契約前にご確認いただきたい事項(概要書面)

広島修道大学(生協)オリジナル公務員講座(以下「公務員講座」)のお申し込みにあたっては、事前に以下の事項を必ずご確認くださいいただきますようお願いいたします。

広島修道大学生協同組合

【講座の名称】 広島修道大学(生協)オリジナル公務員講座(通称「公務員講座」)
【適用する約款】 広島修道大学生協講座約款を適用します。
【講座の形態】 「公務員試験対策」のために、学内で生講義中心の講座を行いながら、講座事務局が約13か月間を通してさまざまなサポートを行います。

【コースと概要】

講座コース名	行政コース	教養コース	2年生 行政コース	2年生 教養コース	心理職 オプション	
回数	344コマ	131コマ	161コマ	49コマ	36コマ	
開始時期	2026年5月	2026年5月	2026年5月	2026年5月	2026年5月	
終了時期	2027年5月	2027年5月	2027年5月	2027年5月	2027年2月	
受講費用(消費税含む)	298,000円	127,000円	182,000円	55,000円	53,000円	
内訳	受講料	227,803円	96,471円	155,033円	47,041円	50,067円
	教材料	61,197円	25,729円	24,767円	7,359円	2,933円
	試験・諸企画料	9,000円	4,800円	2,200円	600円	0円
違約金(講座開始前解約時)	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	
1コマあたりの単価	700円	800円	1,000円	1,000円	1,300円	

模擬試験は、秋ごろに案内の上、別途、希望者はお申し込み・お支払いいただきます。(全7回実施予定)
※コース申込者の中途解約の際は、コース申し込みの1コマ単価をもって算出します。

【講座の教材】 講座で使用する教材(テキスト・問題集等)は、生協にて講座事務局が定めるものを購入していただきます。
【受講料支払方法】 紙の申込書の提出と同時に生協公務員講座受付カウンター(修大講堂地下1階)でお支払いください。振り込み・分割払いの場合は、あらかじめご相談ください。インターネットでのお申し込みは、お申し込み時に選択した方法(現金、振り込み、コンビニ、クレジットカード又は大学生協ローン)でお支払いください。分割払いの場合、割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。

【事業者情報】 広島修道大学生協同組合(代表者 専務理事 長谷川 英男)
広島県広島市安佐南区大塚東1-1-1 (082) 848-1097

【契約担当者】 杉岡

【前受金の保全措置】 行っていません

【クーリング・オフ】 申込者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により無条件で契約の解除(以下「クーリング・オフ」)ができます。この場合、関連商品の販売契約についても解除することができます。

- 前項に規定する解除の効力は、契約解除の通知書面を生協へ提出した時(郵送の場合は郵便消印日付による)から生じます。
- クーリング・オフが、不実告知による誤認または威迫による困惑により行使されなかった場合には、申込者が改めて生協から契約の解除ができる旨の書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間は、書面によりクーリング・オフができます。
- クーリング・オフが行われた場合、生協へ払い込んだ受講費用がある場合、生協は速やかにその金額を返還します。この場合、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。
- 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

【中途解約】 クーリング・オフ期間経過後は、申込者は書面により契約を中途解約することができます。

- 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めにより受講費用を返還します。

【開始日前の場合】

受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- 概要書面で定める違約金 15,000円
- 配布済みの教材等の費用

【開始日後の場合】

受講費用(消費税を含む。)が5万円以下の講座については、受講費用は返還できません。受講費用(消費税を含む。)が5万円を超える講座においては、受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- 実施済みの受講料(実施講義回数×受講単価)
申込者の出席の有無にかかわらず、生協が講座を実施したことをもって実施済みとします。

- 配布済みの教材等の費用

- 実施済みの試験・諸企画費用

申込者の参加の有無にかかわらず、生協が試験・検査、合宿などの諸企画を実施したことをもって実施済みとします。複数回セットの商品は、初回の実施により実施済みとします。

- 違約金

受講費用から a) b) c) を控除した残額の20%(ただし上限5万円)

- 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、中途解約の手続きを行います。

広島修道大学生協講座約款

第1条(適用範囲)

本約款は、広島修道大学生協生活協同組合(以下「生協」)が実施または運営する講座(以下「講座」)に適用する契約条項を定めたものであり、講座の申込書(以下「申込書」)に本約款を契約の内容とする旨記載された講座の受講契約の契約条項となります。なお本約款に定めのない事項については、第2条2項に定める概要書面により定めます。

第2条(契約の成立)

- 組合員または入学前の組合員になろうとしている者は、講座の受講を申し込むことができます。
- 生協は、講座の受講を申し込もうとする者に対し、申し込みの前に、講座の概要を記載した書面(以下「概要書面」)を交付します。
 - 講座の受講を申し込む者(以下「申込者」)が、生協へ申込書を提出した時またはWebサイトにて申込手続きを完了した時点で受講契約が成立したものとします。
 - 生協は、受講費用(消費税を含む)が5万円を超え、かつ受講期間が2月を超える講座においては、契約成立後、遅滞なく申込者に対して契約内容を記載した契約書面を交付します。

第3条(受講費用の支払い)

申込者は、申込書に記載された受講料・教材等の費用(以下「受講費用」)を、生協が指定する方法及び期日までに支払わなければなりません。支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができます。

第4条(役務の提供及び関連商品)

- 生協は、申込者に対し概要書面に記載した役務を提供します。
- 講座の実施日程及び実施場所等の詳細は、パンフレット及び付属資料等の受講案内に記載します。
 - 台風、地震、学事、その他の事情により、講座の実施を延期または中止することがあります。日程や実施場所の変更が生ずる場合は、あらかじめ店舗やWebへの掲示、講座内での案内などの方法を適宜活用して申込者に周知します。
 - 収録講義については、配信した日をもって役務提供がなされたものとします。

第5条(クーリング・オフ)

- 申込者は、受講費用(消費税を含む)が5万円を超え、かつ受講期間が2月を超える講座においては、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により無条件で契約の解除(以下「クーリング・オフ」)ができます。この場合、関連商品の販売契約についても解除することができます。
- 前項に規定する解除の効力は、契約解除の通知書面を生協へ提出した時(郵送の場合は郵便消印日付)から生じます。
 - クーリング・オフが、不実告知による誤認または威迫による困惑により行使されなかった場合には、申込者が改めて生協から契約の解除ができる旨の書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間は、書面によりクーリング・オフができます。
 - クーリング・オフが行われた場合、生協へ払い込んだ受講費用がある場合、生協は速やかにその金額を返還します。この場合、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。
 - 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

第6条(中途解約)

- 第5条1項もしくは3項によるクーリング・オフができる期間を経過した後は、申込者は書面により本契約を中途解約することができます。
- 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めにより受講費用を返還します。

【開始日前の場合】

受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- 概要書面で定める違約金
- 配布済みの教材等の費用

【開始日後の場合】

受講費用(消費税を含む)が5万円以下の講座については、受講費用は返還できません。受講費用(消費税を含む)が5万円

を超える講座においては、受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- 実施済みの受講料(実施講義回数×受講単価)
申込者の出席の有無にかかわらず、生協が講座を実施したことをもって実施済みとします。
- 配布済みの教材等の費用
- 実施済みの試験・諸企画費用
申込者の参加の有無にかかわらず、生協が試験・検査、合宿などの諸企画を実施したことをもって実施済みとします。複数回セットの商品は、初回の実施により実施済みとします。
- 違約金
受講費用からa) b) c) を控除した残額の20%(ただし上限5万円)

- 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、中途解約の手続きを行います。

第7条(個人情報保護)

生協は、収集した申込者の個人情報を、生協の個人情報保護方針に則り管理します。

第8条(受講生の撮影・録音)

生協は、講座の品質向上及び普及広報を目的として、講座の撮影・録音を行うことがあります。普及広報目的の場合に限り、申込者は事前に書面にて申し出ることにより、撮影または録音した画像・音声の利用を停止することができます。

第9条(講座の閉鎖)

生協は、やむを得ず講座が継続できないと判断する場合は、本講座を中止することができます。この場合生協は、申込者に対し第6条2項(ただし、【開始日前の場合】のa)及び【開始日後の場合】のd)は除く)に基づき受講費用を返還します。

第10条(禁止事項)

- 申込者は本講座に関して次に掲げる行為をしてはいけません。
- 講座を受講する権利・義務を譲渡・貸与すること
 - 講座にかかわる教材・テキスト・データその他講座内で提供されるものを、媒体如何にかかわらず、生協に無断で複製・複写・上映・公衆送信・販売すること
 - 講座に関連するシステムへの不正アクセス、コンピュータウイルスなどを送信すること
 - 講座の運営に支障を与え、または第三者及び生協の権利・利益を害する行為
 - 第三者または生協の財産・プライバシー・肖像権・名誉・信頼を侵害する行為
 - 第三者または生協を誹謗中傷・脅迫または差別する行為
 - 第三者または生協の著作権・商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - 法令、公序良俗、本約款または生協の指示に反する行為
- 申込者が本約款に違反する恐れがあると判断した場合は、生協は当該申込者に対し以下の措置の一部または全部をとることができます。
 - 注意・警告
 - 講座への出席またはサービスの停止
 - 受講契約の解除(この場合生協は、第6条2項に基づき受講費用を返還します)
 - 損害賠償請求

第11条(紛争の解決)

万一、申込者と生協との間で争訟が生じた場合は、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第12条(本約款の変更)

- 生協は、必要と認められた場合、本約款を改定することができます。なお改定を実施するときは、生協は改定後の約款の効力発生日の1か月前までに、改定後の約款の内容及び効力発生日を、生協施設内への掲示または生協のWEBサイトにて告知することとし、改定後は、すべての受講生に適用されます。
- 本約款の改定は、生協の理事会の議決によります。

付則 本約款は2020年2月1日から施行します。

- 2021年4月21日一部改訂(第4条4項を追記)